

# 日系人等の外国人労働者を雇用する事業主の皆様へ

事業主の方には、『外国人指針』に則った外国人労働者の雇用管理が求められます。

外国人指針  
って…？

事業主の方には、法律で外国人労働者を雇用する上での責務が定められています。  
これを適切に対処するため定めたものが外国人指針です。

## I 解雇の防止や再就職の支援に取り組んでください

- 事業所規模を縮小・廃止するときでも、外国人労働者を安易に解雇してはいけません。  
※ 労働者の国籍を理由とする解雇は禁止されています。
- 派遣契約や請負契約を中途解除されても、労働契約は続いており、労働者に賃金を支払う必要があります。なお、労働者の国籍を理由とする派遣契約の解除は禁止されています。
- やむを得ず解雇等を行う場合は、再就職を希望する者に対して、関連企業等へのあっせん、教育訓練等の実施・受講あっせん、求人情報の提供など、外国人労働者の在留資格に応じた再就職が可能となるよう、必要な援助に努めてください。  
また、解雇予告など労働関係法令に定める事項について遵守してください。

～～ 外国人労働者の雇用維持やスキルアップを図るための助成制度もあります(詳しくは裏面をご覧ください)。～～

## II 労働者のセーフティネットについて、適切な手続・必要な援助を

セーフティネット(労働・社会保険)は外国人労働者にも等しく適用されます。  
— これらへの加入は事業主の義務です —

このほか外国人労働者への援助として、

- ・ 労働・社会保険の内容や給付の手続等を周知してください。
- ・ 離職票の交付等必要な手続を行うとともに、失業等給付受給のためハローワークを案内してください。
- ・ 厚生年金保険への加入期間が6か月以上の外国人労働者が帰国する場合には、帰国後に脱退一時金の支給を請求し得る旨を説明し、社会保険事務所等の関係機関の窓口を案内してください。

## III これらについてもお願いします

- ・ 日本語教育や日本の生活習慣、文化、風習、雇用慣行等の理解を深める指導や、外国人労働者からの生活・職業上の相談にのってください。
- ・ 外国人労働者の旅券等を保管しないようにしてください。また、退職の際には、当該労働者の権利に属する金品は必ず返還してください。

## やむを得ず外国人労働者を離職させた場合には…雇用状況の届出

外国人(特別永住者を除く。)の離職の際には、その都度、当該外国人の氏名、在留資格等を確認し、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。

- ※ 雇用保険被保険者：離職した日の翌日から10日以内に「雇用保険被保険者資格喪失届」とともに届出  
上記以外の労働者：離職した日の属する月の翌月の末日までに届出

※ 外国人労働者を雇い入れた際にも届出は必要です。

外国人指針や雇用状況の届出について詳しいことは、

パンフレット「外国人雇用はルールを守って適正に!」または

HP (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin-koyou/index.html>)をご覧ください。

# 日系人等の外国人労働者の雇用調整をお考えの事業主の皆様へ

厳しい景気後退による受注減少の中で、日系人等の外国人労働者の雇用調整を迫られている等の事情がある・・・

中小企業緊急雇用安定助成金や雇用調整助成金を活用し、日系人等の外国人労働者の雇用維持とスキルアップを図ってみませんか。

## 中小企業緊急雇用安定助成金

### ○ 支給要件

#### 中小企業であって

- ① 最近3か月の生産量はその直前3か月又は前年同期比で減少していること。
- ② 前期決算等の経常利益が赤字であること。  
(生産量が5%以上減少している場合は不要)

### ○ 対象労働者

- ① 雇用保険被保険者（新規学卒者を含む）
- ② 週の所定労働時間が20時間以上かつ6か月以上雇用されている被保険者以外の方

### ○ 助成率等

- ・休業、教育訓練、出向 手当等の4/5
- ・教育訓練経費 1人1日6,000円

## 雇用調整助成金（大企業）

### ○ 支給要件

最近3か月の生産量はその直前3か月又は前年同期比で5%以上減少していること。

### ○ 対象労働者

- ① 雇用保険被保険者（新規学卒者を含む）
- ② 週の所定労働時間が20時間以上かつ6か月以上雇用されている被保険者以外の方

### ○ 助成率等

- ・休業、教育訓練、出向 手当等の1/2
- ・教育訓練経費 1人1日1,200円

※ 平成20年12月現在の支給要件、助成率等です。

(今後変更される場合もありますので、詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。)

## 事業主の皆様は

休業手当等の負担が軽減され、更に教育訓練経費を活用して・・・

例えば、  
教育訓練経費1人1日6,000円 × 10人 = 60,000円  
→ 1クラス10人の日本語教室を開催し、講師1人を6万円で呼ぶ

スキルアップ!



景気が回復した後は、**スキルアップした日系人等の外国人労働者を活用することが出来ます!**

スキルが不足している外国人に対し、助成金を活用した日本語教育や職業訓練を行い、雇用を維持しつつスキルアップを図る場合にも活用することができます。

○ 「トライアル雇用奨励金」や「特定求職者雇用開発助成金」等の各種助成金や国の様々な支援メニューは、外国人労働者であっても、日本人労働者と等しく対象となりますので、積極的な活用のご検討をお願いいたします。

雇止めや解雇を行った派遣労働者、有期労働契約者等に対し、離職後も引き続き住居を無償で提供する事業主に対し助成する制度もあります。

